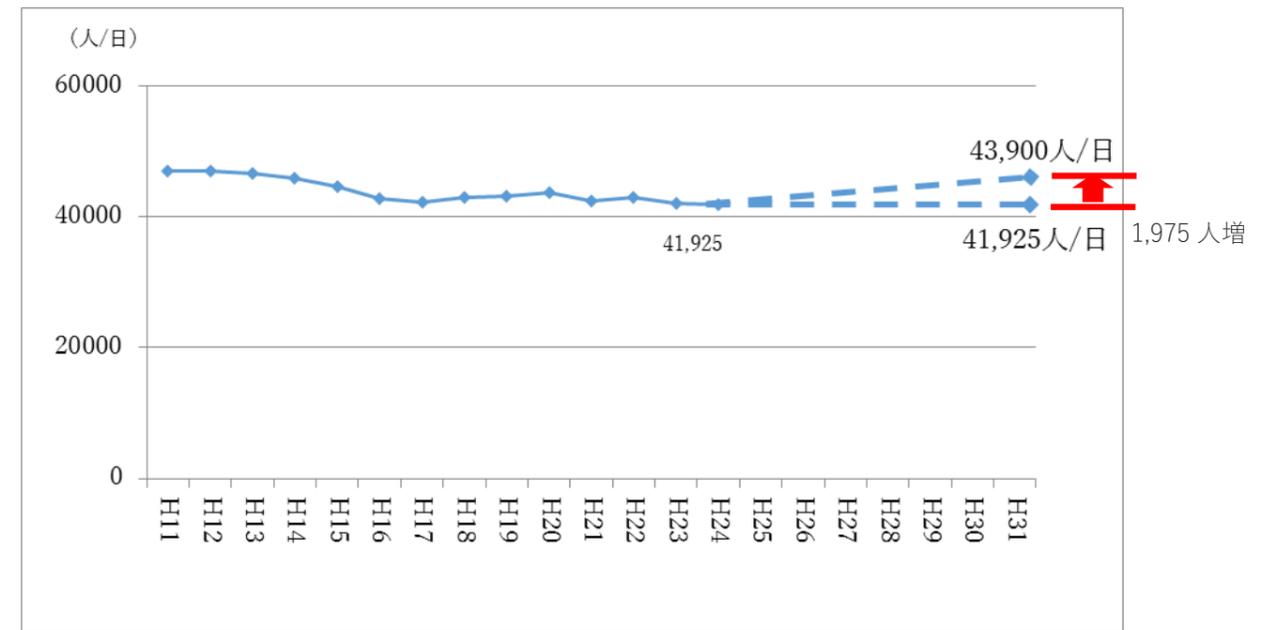
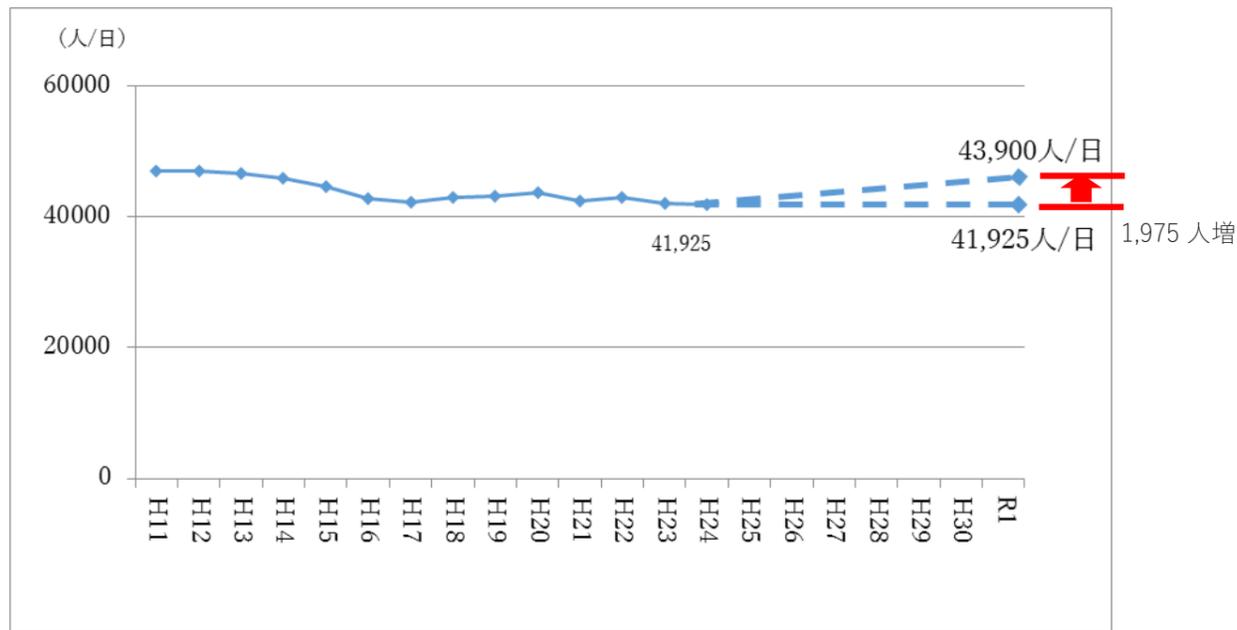


堺市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前								
<p>○ 基本計画の名称：堺市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：大阪府堺市</p> <p>○ 計画期間：平成 27 年 4 月から <u>令和 3 年</u> 3 月まで</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略)</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 (略)</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 計画期間 本基本計画の計画期間は、平成 27 年度（平成 27 年 4 月）から <u>令和 2 年度（令和 3 年 3 月）</u> とする。</p> <p>[3] (略)</p> <p>[4] 数値目標の設定</p> <p>(1) 来訪意識の向上の数値目標の設定</p> <p>1) 数値目標指標：定期利用者を除く駅乗降客数</p> <p>まちの顔づくり等による来訪魅力のアップにより、中心市街地への来訪者が増加するという観点から、中心市街地の主要駅である南海高野線堺東駅及び南海本線堺駅の定期利用者を除く乗降客数（両駅の合計）の増加を約 1,975 人/日と見込み、<u>令和 2 年</u>で 43,900 人/日を目標とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>現況値 (平成 24 年)</td></tr> <tr><td>41,925 人/日</td></tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p>駅乗降客数</p> <p>+1,975 人/日</p> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>目標値 (<u>令和 2 年</u>)</td></tr> <tr><td>≒ 43,900 人/日</td></tr> </table> </div> <p>2) 目標値の設定根拠</p> <p>① 目標年次における推計値</p> <p>過去の結果をみると、平成 11 年以降減少傾向が続いていたが、平成 17 年頃には下げ止まりがみられ、近年は停滞傾向となっていることから、<u>当初の目標年次</u>の <u>令和元年</u>における定期利用者を除く駅乗降客数を現況値である約 41,925 人/日と仮定した。</p>	現況値 (平成 24 年)	41,925 人/日	目標値 (<u>令和 2 年</u>)	≒ 43,900 人/日	<p>○ 基本計画の名称：堺市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：大阪府堺市</p> <p>○ 計画期間：平成 27 年 4 月から <u>平成 32 年</u> 3 月まで</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略)</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 (略)</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 計画期間 本基本計画の計画期間は、平成 27 年度（平成 27 年 4 月）から <u>平成 31 年度（平成 32 年 3 月）</u> とする。</p> <p>[3] (略)</p> <p>[4] 数値目標の設定</p> <p>(1) 来訪意識の向上の数値目標の設定</p> <p>1) 数値目標指標：定期利用者を除く駅乗降客数</p> <p>まちの顔づくり等による来訪魅力のアップにより、中心市街地への来訪者が増加するという観点から、中心市街地の主要駅である南海高野線堺東駅及び南海本線堺駅の定期利用者を除く乗降客数（両駅の合計）の増加を約 1,975 人/日と見込み、<u>平成 31 年</u>で 43,900 人/日を目標とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>現況値 (平成 24 年)</td></tr> <tr><td>41,925 人/日</td></tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p>駅乗降客数</p> <p>+1,975 人/日</p> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>目標値 (<u>平成 31 年</u>)</td></tr> <tr><td>≒ 43,900 人/日</td></tr> </table> </div> <p>2) 目標値の設定根拠</p> <p>① 目標年次における推計値</p> <p>過去の結果をみると、平成 11 年以降減少傾向が続いていたが、平成 17 年頃には下げ止まりがみられ、近年は停滞傾向となっていることから、<u>目標年次</u>の <u>平成 31 年</u>における定期利用者を除く駅乗降客数を現況値である約 41,925 人/日と仮定した。</p>	現況値 (平成 24 年)	41,925 人/日	目標値 (<u>平成 31 年</u>)	≒ 43,900 人/日
現況値 (平成 24 年)									
41,925 人/日									
目標値 (<u>令和 2 年</u>)									
≒ 43,900 人/日									
現況値 (平成 24 年)									
41,925 人/日									
目標値 (<u>平成 31 年</u>)									
≒ 43,900 人/日									



- ②市民会館建替え事業による来館者数の増分 (略)
- ③市民交流広場の整備による来訪者数の増分 (略)
- ④大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑤博愛ビル活用事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑥大浜体育館建替え（武道館併設）事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑦堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分
来訪者数想定：約 17.5 万人

- ②市民会館建替え事業による来館者数の増分 (略)
- ③市民交流広場の整備による来訪者数の増分 (略)
- ④大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑤博愛ビル活用事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑥大浜体育館建替え（武道館併設）事業による来訪者数の増分 (略)
- ⑦堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分
来訪者数想定：約 17.5 万人

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は 15 万人～20 万人となっており、中間値である 17.5 万人を採用

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は 15 万人～20 万人となっており、中間値である 17.5 万人を採用

②から⑦による来訪者数増加の合計：767,600 人

②から⑦による来訪者数増加の合計：767,600 人

鉄道の利用率：48%

鉄道の利用率：48%

※平成 25 年度堺市観光ビジター実態調査における交通手段率(観光拠点調査)の鉄道の利用率(52.8%)及び市民会館来館者への聞き取り調査における鉄道の利用率(42.7%)の平均値を採用

※平成 25 年度堺市観光ビジター実態調査における交通手段率(観光拠点調査)の鉄道の利用率(52.8%)及び市民会館来館者への聞き取り調査における鉄道の利用率(42.7%)の平均値を採用

$$767,600 \times 48\% \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復)} = 2018.9 \approx 2,019 \text{ 人/日}$$

$$767,600 \times 48\% \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復)} = 2018.9 \approx 2,019 \text{ 人/日}$$

$$\begin{aligned} \text{目標値} &= 41,925 + 2,019 = 43,944 \\ &\approx 43,900 \text{ 人/日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{目標値} &= 41,925 + 2,019 = 43,944 \\ &\approx 43,900 \text{ 人/日} \end{aligned}$$

【平成 30 年 3 月変更時の状況】

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業に遅

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業に遅

れが生じ、計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）に効果が発現しない見込みである。一方、平成 28 年度定期フォローアップにおいて市民交流広場整備事業や堺市文化観光拠点運営事業の効果等により、定期利用者を除く駅乗降客数は 43,780 人であった。

この状況をふまえ、さらに以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、引き続き目標達成をめざす。

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

【令和 2 年 3 月変更時の状況】

平成 30 年度定期フォローアップにおいて、定期利用者を除く駅乗降客数は 44,050 人となり、目標を達成した。また、計画期間の延長による、市民会館建て替え事業や博愛ビル活用事業の事業効果が発現する見込みであり、さらなる増加をめざす。

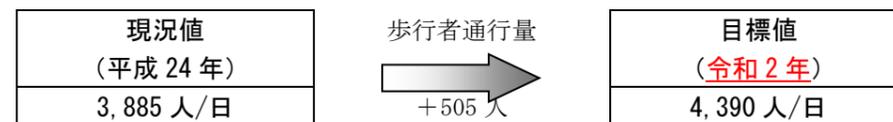
3) フォローアップの考え方

(略)

(2) 賑わいの創出の数値目標の設定

1) 数値目標指標：歩行者通行量

市街地の整備や各種事業・施策の実施等により回遊性が高まるという観点から、中心市街地の歩行者通行量（8 地点での平均値）の増加を約 505 人/日と見込み、令和 2 年で 4,390 人/日を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

過去の結果をみると、平成 9 年以降減少傾向が続いていることから、当初の目標年次の令和元年における歩行者通行量の推計値を算出すると、約 3,700 人/日となった。なお、推計値の算出にあたっては、累乗近似式を用いた。

れが生じ、計画期間内に効果が発現しない見込みである。一方、平成 28 年度定期フォローアップにおいて市民交流広場整備事業や堺市文化観光拠点運営事業の効果等により、定期利用者を除く駅乗降客数は 43,780 人であった。

この状況をふまえ、さらに以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、引き続き目標達成を目指す。

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

(新規追加)

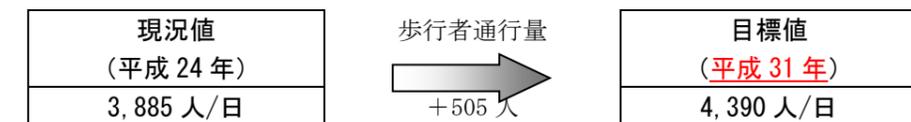
3) フォローアップの考え方

(略)

(2) 賑わいの創出の数値目標の設定

1) 数値目標指標：歩行者通行量

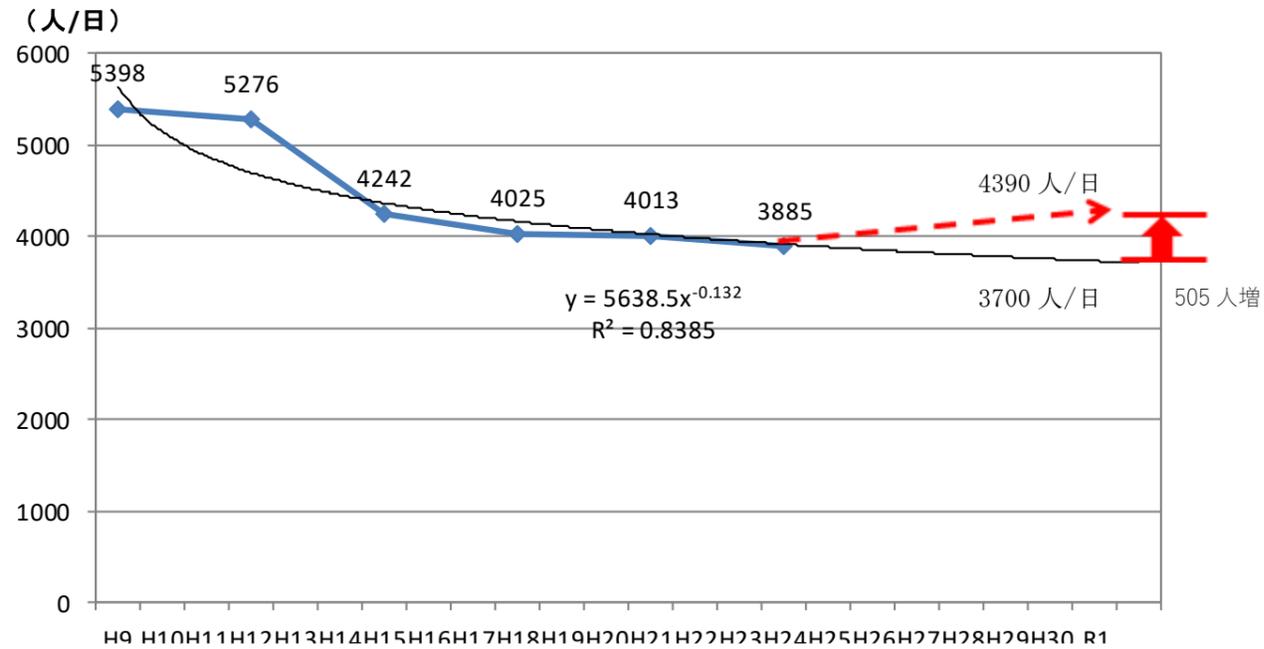
市街地の整備や各種事業・施策の実施等により回遊性が高まるという観点から、中心市街地の歩行者通行量（8 地点での平均値）の増加を約 505 人/日と見込み、平成 31 年で 4,390 人/日を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

過去の結果をみると、平成 9 年以降減少傾向が続いていることから、目標年次の平成 31 年における歩行者通行量の推計値を算出すると、約 3,700 人/日となった。なお、推計値の算出にあたっては、累乗近似式を用いた。



②市民会館建替え事業による来館者数の増分

(略)

③堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による居住者数の増分

(略)

④市民交流広場の整備による来訪者数の増分

(略)

⑤大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分

(略)

⑥博愛ビル活用事業による来訪者数の増分

(略)

⑦大浜体育館建替え（武道館併設）事業による来訪者数の増分

(略)

⑧堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分

$$175,000 \div 365 \text{ 日} = 479.5 \text{ 人/日} \approx \boxed{480 \text{ 人/日}}$$

文化観光拠点全体（観光案内所）：15万人～20万人

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は15万人～20万人と幅があることから、中間値である17.5万人とした

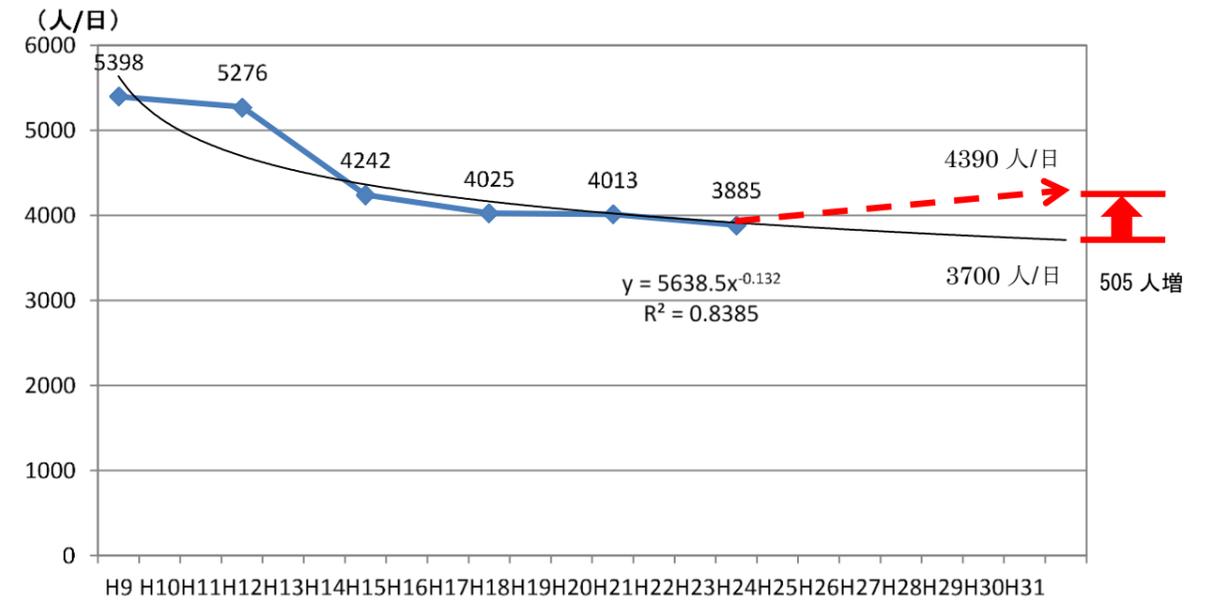
$$\text{目標値} = ① + (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧) / 8 \times 2$$

$$= 3,700 + (392 + 636 + 54 + 822 + 274 + 83 + 480) / 8 \times 2 = 4,385.3 \approx 4,390 \text{ 人}$$

(②～⑧)については最低でも1地点は必ず通過するものとして換算、また、往復を計上)

【平成30年3月変更時の状況】

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業が遅れが生じ、計画期間内（平成27年4月～令和2年3月）に効果が発現しない見込みである。平成28年度定期フォローアップにおいて歩行者通行量が3,644人であった状況をふまえ、下記の事業を追加することで歩行者通行量の増加を図る。



②市民会館建替え事業による来館者数の増分

(略)

③堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による居住者数の増分

(略)

④市民交流広場の整備による来訪者数の増分

(略)

⑤大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分

(略)

⑥博愛ビル活用事業による来訪者数の増分

(略)

⑦大浜体育館建替え（武道館併設）事業による来訪者数の増分

(略)

⑧堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分

$$175,000 \div 365 \text{ 日} = 479.5 \text{ 人/日} \approx \boxed{480 \text{ 人/日}}$$

文化観光拠点全体（観光案内所）：15万人～20万人

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は15万人～20万人と幅があることから、中間値である17.5万人とした

$$\text{目標値} = ① + (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧) / 8 \times 2$$

$$= 3,700 + (392 + 636 + 54 + 822 + 274 + 83 + 480) / 8 \times 2 = 4,385.3 \approx 4,390 \text{ 人}$$

(②～⑧)については最低でも1地点は必ず通過するものとして換算、また、往復を計上)

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業が遅れが生じ、計画期間内に効果が発現しない見込みである。平成28年度定期フォローアップにおいて歩行者通行量が3,644人であった状況をふまえ、下記の事業を追加することで歩行者通行量の増加を図る。

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

【令和2年3月変更時の状況】

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業は、事業の遅延等により、当初の計画期間内（平成27年4月～令和2年3月）に効果が発現しない見込みである。平成30年度定期フォローアップにおいて歩行者通行量は3,232人であったが、平成30年3月に追加された事業のさらなる効果や計画の期間延長による市民会館建て替え事業や博愛ビル活用事業の効果発現を反映することで、歩行者通行量の改善を図る。

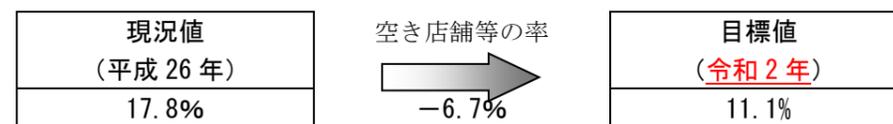
3) フォローアップの考え方

(略)

(3) 商業の活性化の数値目標の設定

1) 数値目標指標：空き店舗等の率

魅力ある商業地の形成等により商業を活性化させるという観点から、空き店舗等の率の改善を6.7%と見込み、**令和2年**で11.1%を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

平成26年に実施した調査によると、中心市街地における空き店舗等の率（堺東駅前商店街、ジョルノビル、堺駅前商店街、堺山之口商店街の合計）は17.8%（904件中、空き店舗等161件）であった。

このうち、堺東駅前商店街においては、平成13年、平成19年にも同様の調査を行っており、平成26年までの空き店舗等の率の推移は、8.9%→13.2%→12.9%となっている。近年は空き店舗等の率がほぼ横ばいの状況となっていることから、**当初の目標年次の令和元年**における空き店舗等の率を現況値である17.8%と仮定した。

② 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

(略)

③ 空き店舗活用促進事業

商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や、空き店舗等でのコミュニティ活性化事業等を支援する「空き店舗活用促進事業」に加え、これまで地元が主体となって取り組んできたエリアマネジメント推進事業を充実し、商店街の魅力向上等を推進する。

これらにより、**当初の計画期間内（平成27年4月～令和2年3月）**において1店舗/年、計5店舗の空き店舗の解消を図る。

④ 都心地域業務系機能集積促進事業

都心地域に立地するオフィスビルへの企業等の入居を支援することにより、これらの集積を促進し、新技術・新産業及び雇用の創出並びにまちのにぎわいづくりを図り、本市産業の振興に資することを目的とする「都

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

（新規追加）

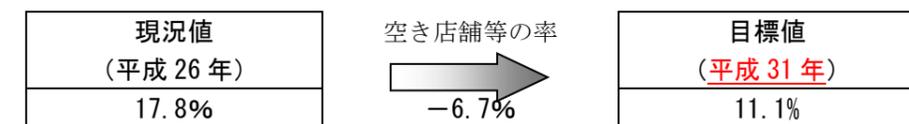
3) フォローアップの考え方

(略)

(3) 商業の活性化の数値目標の設定

1) 数値目標指標：空き店舗等の率

魅力ある商業地の形成等により商業を活性化させるという観点から、空き店舗等の率の改善を6.7%と見込み、**平成31年**で11.1%を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

平成26年に実施した調査によると、中心市街地における空き店舗等の率（堺東駅前商店街、ジョルノビル、堺駅前商店街、堺山之口商店街の合計）は17.8%（904件中、空き店舗等161件）であった。

このうち、堺東駅前商店街においては、平成13年、平成19年にも同様の調査を行っており、平成26年までの空き店舗等の率の推移は、8.9%→13.2%→12.9%となっている。近年は空き店舗等の率がほぼ横ばいの状況となっていることから、**目標年次の平成31年**における空き店舗等の率を現況値である17.8%と仮定した。

② 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

(略)

③ 空き店舗活用促進事業

商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や、空き店舗等でのコミュニティ活性化事業等を支援する「空き店舗活用促進事業」に加え、これまで地元が主体となって取り組んできたエリアマネジメント推進事業を充実し、商店街の魅力向上等を推進する。

これらにより、**計画期間内**において1店舗/年、計5店舗の空き店舗の解消を図る。

④ 都心地域業務系機能集積促進事業

都心地域に立地するオフィスビルへの企業等の入居を支援することにより、これらの集積を促進し、新技術・新産業及び雇用の創出並びにまちのにぎわいづくりを図り、本市産業の振興に資することを目的とする「都

心地域業務系機能集積促進事業」により、当初の計画期間内（平成27年4月～令和2年3月）において1事業所／年、計5事業所の事業集積を図る。

目標値

①～④による、事業実施後の空き店舗等の率は
 $(161-59-5-5) / (904-108+33) = 11.10\% \approx 11.1\%$

【令和2年3月変更時の状況】

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業は、事業の遅延等により、当初の計画期間内（平成27年4月～令和2年3月）に効果が発現しない見込みである。平成30年度定期フォローアップにおいて空き店舗等の率は11.4%であったが、市民会館建替え事業や博愛ビル活用事業の事業効果等、様々な事業の進捗に伴う都心地域の魅力を向上させることで、空き店舗等の率の改善を図る。

3) フォローアップの考え方

(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] (略)

[2] 具体的事業の内容

(1) (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業 内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業 【事業の概要】 区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡ 主要用途：商業施設、住宅、駐車場 公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペDESTリアンデッキの整備 実施時期：平成25年度～ 令和2年度	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。 堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] 平成26年度～ 令和2年度	
事業名：市民交流広場整備事業 内容：本市の玄関口となる堺東駅前において多目的	堺市	市役所前の広場及び堺東行政ゾーン整備による国施設更新等により発生する国有地を取得後、一体的に活用し、イベントの開催等多目的に使用できる市	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	計画区域に含まれる

心地域業務系機能集積促進事業」により、計画期間内において1事業所／年、計5事業所の事業集積を図る。

目標値

①～④による、事業実施後の空き店舗等の率は
 $(161-59-5-5) / (904-108+33) = 11.10\% \approx 11.1\%$

（新規追加）

3) フォローアップの考え方

(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] (略)

[2] 具体的事業の内容

(1) (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業 内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業 【事業の概要】 区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡ 主要用途：商業施設、住宅、駐車場 公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペDESTリアンデッキの整備 実施時期：平成25年度～ 平成31年度	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。 堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] 平成26年度～ 平成31年度	
事業名：市民交流広場整備事業 内容：本市の玄関口となる堺東駅前において多目的	堺市	市役所前の広場及び堺東行政ゾーン整備による国施設更新等により発生する国有地を取得後、一体的に活用し、イベントの開催等多目的に使用できる市	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	計画区域に含まれる

な活用が可能な広場を整備 実施時期:平成25年度～ <u>平成29年度</u>		民交流広場及びプロムナードの整備を行うものである。 市役所及び国施設と広場が一体となって本市の玄関口にふさわしいランドマークを形成することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[実施時期] 平成 26 年度～平成 28 年度	
事業名:市民会館建替え事業 内容:老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m ² 施設の延面積約 19,650 m ² 大ホール・小ホール・リハーサル室 練習室・会議室等 実施時期:平成25年度～ <u>令和元年度</u>	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度	
事業名:ザビエル公園再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:宿院町公園再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:博愛ビル活用事業 内容:住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備 実施時期:平成27年度～ <u>令和2年度</u>	民間事業者	中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、 <u>公益施設(地域の住民が利用できる共用会議集客スペースやイベント会場等として活用される多目的スペース)</u> ・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成 29 年度～ <u>令和元年度</u>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:大浜北町市有地活用事業	堺市及び民間事業者	都心部の西の玄関口に位置する堺旧港地域の活性化の中心となる大浜北町市有地において、	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都	

な活用が可能な広場を整備 実施時期:平成25年度～ <u>平成31年度</u>		民交流広場及びプロムナードの整備を行うものである。 市役所及び国施設と広場が一体となって本市の玄関口にふさわしいランドマークを形成することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[実施時期] 平成 26 年度～平成 28 年度	
事業名:市民会館建替え事業 内容:老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m ² 施設の延面積約 19,650 m ² 大ホール・小ホール・リハーサル室 練習室・会議室等 実施時期:平成25年度～ <u>平成31年度</u>	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度	
事業名:ザビエル公園再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:宿院町公園再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:博愛ビル活用事業 内容:住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備 実施時期:平成27年度～ <u>平成31年度</u>	民間事業者	中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、 <u>公益施設(地域交流施設等)</u> ・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成 29 年度～ <u>平成 31 年度</u>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:大浜北町市有地活用事業	堺市及び民間事業者	都心部の西の玄関口に位置する堺旧港地域の活性化の中心となる大浜北町市有地において、	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都	

内容:市有地の民間活用による海辺にふさわしい賑わい施設の整備 実施時期:平成26年度～ 令和2年度		海辺にふさわしい魅力ある土地利用に向け、民間活力を活かし、商業施設等の賑わい創出機能等の導入を図る。 当該市有地活用事業は、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	市再生整備計画事業) [実施時期] 平成30年度～ 令和2年度	
---	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:堺東駅前ペDESTリアンデッキ改修・再整備事業 内容:堺東駅前交通広場におけるペDESTリアンデッキの改修・再整備 実施時期:平成25年度～ 令和2年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、既存の駅前ペDESTリアンデッキをバリアフリー化し、市民交流広場と接続する等歩行者の安全性・利便性の向上を図るものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地総合再生施設整備) [実施時期] 平成28年度～ 令和2年度	
事業名:市道堺東駅三国ヶ丘線拡幅事業 内容:堺東駅前交通広場における歩道部分の拡幅 実施時期:平成25年度～ 令和2年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、駅前広場に面して市道を拡幅し、市街地環境の向上に資する快適でゆとりのある歩行者空間を確保するものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地総合再生施設整備) [実施時期] 平成28年度～ 令和2年度	
事業名:堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業 内容:事業実施延長 L=3,165m 護岸改良 2,020m 胸壁改良 1,145m 水門改良 2基 実施時期:平成6年度～ 令和2年度	大阪府	伊勢湾台風級の超大型台風が、満潮時に大阪湾にとって最悪のコースとなる室戸台風コースで接近した場合を想定し、高潮から背後住民等の生命・財産の保全を図るために護岸の改良を施すものであり、眺望や親水性の向上を図ることにより、堺旧港の歴史的資源と調和した「楽しく回遊できる中心市街地	[支援措置] 防災・安全交付金(高潮対策事業) [実施時期] 平成6年度～ 令和2年度	

内容:市有地の民間活用による海辺にふさわしい賑わい施設の整備 実施時期:平成26年度～ 平成31年度		海辺にふさわしい魅力ある土地利用に向け、民間活力を活かし、商業施設等の賑わい創出機能等の導入を図る。 当該市有地活用事業は、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	市再生整備計画事業) [実施時期] 平成30年度～ 平成31年度	
--	--	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:堺東駅前ペDESTリアンデッキ改修・再整備事業 内容:堺東駅前交通広場におけるペDESTリアンデッキの改修・再整備 実施時期:平成25年度～ 平成31年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、既存の駅前ペDESTリアンデッキをバリアフリー化し、市民交流広場と接続する等歩行者の安全性・利便性の向上を図るものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地総合再生施設整備) [実施時期] 平成28年度～ 平成31年度	
事業名:市道堺東駅三国ヶ丘線拡幅事業 内容:堺東駅前交通広場における歩道部分の拡幅 実施時期:平成25年度～ 平成31年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、駅前広場に面して市道を拡幅し、市街地環境の向上に資する快適でゆとりのある歩行者空間を確保するものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地総合再生施設整備) [実施時期] 平成28年度～ 平成31年度	
事業名:堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業 内容:事業実施延長 L=3,165m 護岸改良 2,020m 胸壁改良 1,145m 水門改良 2基 実施時期:平成6年度～ 平成31年度	大阪府	伊勢湾台風級の超大型台風が、満潮時に大阪湾にとって最悪のコースとなる室戸台風コースで接近した場合を想定し、高潮から背後住民等の生命・財産の保全を図るために護岸の改良を施すものであり、眺望や親水性の向上を図ることにより、堺旧港の歴史的資源と調和した「楽しく回遊できる中心市街地	[支援措置] 防災・安全交付金(高潮対策事業) [実施時期] 平成6年度～ 平成31年度	

和2年度		の形成」に資する事業である。		
<p>事業名：市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線拡幅事業</p> <p>内容：市街地再開発事業に伴う市道の拡幅</p> <p>実施時期：平成25年度～令和2年度</p>	堺東駅南地区再開発(株)	<p>堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、地区周辺の交通を円滑に処理するため市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線を拡幅するものである。</p> <p>市街地再開発事業の車及び自転車動線のための重要な道路であり、交通渋滞の緩和と整流化を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地総合再生施設整備）</p> <p>[実施時期] 平成28年度～令和2年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：市民会館アクセスルート整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：翁橋公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺東行政ゾーン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：公用車駐車場等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>事業名：堺東駅前自転車駐車場再配置</p> <p>内容：中心市街地区域内の自転車駐車場配置の見直し</p> <p>実施時期：平成25年度～令和元年度</p>	堺市	<p>堺東商店街の放置自転車対策を進めるため、堺東駅周辺地域で不足する公共駐輪場整備の再配置について、中心市街地活性化協議会の提言を踏まえ検討実施する。</p> <p>自転車のまち堺の玄関口である堺東駅周辺地域に、利用者にとって利便性の高い配置やシンボリックな駐輪施設を設置することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する</p>		

成30年度		の形成」に資する事業である。		
<p>事業名：市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線拡幅事業</p> <p>内容：市街地再開発事業に伴う市道の拡幅</p> <p>実施時期：平成25年度～平成31年度</p>	堺東駅南地区再開発(株)	<p>堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、地区周辺の交通を円滑に処理するため市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線を拡幅するものである。</p> <p>市街地再開発事業の車及び自転車動線のための重要な道路であり、交通渋滞の緩和と整流化を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地総合再生施設整備）</p> <p>[実施時期] 平成28年度～平成31年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：市民会館アクセスルート整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：翁橋公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺東行政ゾーン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：公用車駐車場等整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>事業名：堺東駅前自転車駐車場再配置</p> <p>内容：中心市街地区域内の自転車駐車場配置の見直し</p> <p>実施時期：平成25年度～平成31年度</p>	堺市	<p>堺東商店街の放置自転車対策を進めるため、堺東駅周辺地域で不足する公共駐輪場整備の再配置について、中心市街地活性化協議会の提言を踏まえ検討実施する。</p> <p>自転車のまち堺の玄関口である堺東駅周辺地域に、利用者にとって利便性の高い配置やシンボリックな駐輪施設を設置することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する</p>		

		事業である。		
事業名:大浜体育館建替え(武道館併設)事業 内容:老朽化した体育館建替えと、武道館の併設整備 実施時期:平成28年度～ 令和2年度	堺市	老朽化した大浜体育館を建替え、市民が安全・快適に、スポーツに親しめる場を提供する。また、これに伴い、武道の拠点とするために武道館を併設する。 新たなスポーツ拠点として建替整備することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		
事業名:市民駐車場整備事業 内容:市役所来庁者用駐車場の整備 実施時期:平成26年度～ 令和2年度	堺市	市民交流広場の整備に伴い、平面駐車場、駐輪場及びバイク置場移転のため、市民・来訪者向けの保健センターを併設した駐車場を新たに整備し、駐車場西側のプロムナードについては、人と自転車みの通路として常時市民に開放することにより、市民及び来訪者の利便性向上を図るものである。 来訪者や市民の中心市街地へのアクセス性の改善及び利便性の向上を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容

- (1) (略)
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:市民会館建替え事業【再掲】 内容:老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m ² 施設の延面積約 19,650 m ² 大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・会議室等 実施時期:平成25年度～ 令和	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資す	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成27年度～平成30年度	

		事業である。		
事業名:大浜体育館建替え(武道館併設)事業 内容:老朽化した体育館建替えと、武道館の併設整備 実施時期:平成28年度～ 平成31年度	堺市	老朽化した大浜体育館を建替え、市民が安全・快適に、スポーツに親しめる場を提供する。また、これに伴い、武道の拠点とするために武道館を併設する。 新たなスポーツ拠点として建替整備することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		
事業名:市民駐車場整備事業 内容:市役所来庁者用駐車場の整備 実施時期:平成26年度～ 平成31年度	堺市	市民交流広場の整備に伴い、平面駐車場、駐輪場及びバイク置場移転のため、市民・来訪者向けの保健センターを併設した駐車場を新たに整備し、駐車場西側のプロムナードについては、人と自転車みの通路として常時市民に開放することにより、市民及び来訪者の利便性向上を図るものである。 来訪者や市民の中心市街地へのアクセス性の改善及び利便性の向上を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容

- (1) (略)
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:市民会館建替え事業【再掲】 内容:老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m ² 施設の延面積約 19,650 m ² 大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・会議室等 実施時期:平成25年度～ 平成	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資す	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] 平成27年度～平成30年度	

和元年度 る事業である。

- (2)② (略)
 (3) (略)
 (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業【再掲】 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：保健センター庁舎整備事業 内容：区民の利便性の向上を図るため、堺保健センター庁舎を堺区役所（本庁舎）敷地内へ整備 実施時期：平成26年度～ 令和2年度	堺市	区役所から離れているなどの理由で、多くの区民から堺区役所内への移転要望があった堺保健センターを、堺区役所（本庁舎）敷地内に市民駐車場と一体的に整備することにより、区民の利便性向上を図るものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] (略)
 [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) に移設</u>				

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建て替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備によ	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事	

成31年度 る事業である。

- (2)② (略)
 (3) (略)
 (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業【再掲】 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：保健センター庁舎整備事業 内容：区民の利便性の向上を図るため、堺保健センター庁舎を堺区役所（本庁舎）敷地内へ整備 実施時期：平成26年度～ 平成31年度	堺市	区役所から離れているなどの理由で、多くの区民から堺区役所内への移転要望があった堺保健センターを、堺区役所（本庁舎）敷地内に市民駐車場と一体的に整備することにより、区民の利便性向上を図るものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] (略)
 [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>中心市街地における共同住宅供給の促進</u> 内容： <u>中心市街地における良質な共同住宅の供給を支援</u> 実施時期： <u>平成28年度～平成31年度</u>	堺市 <u>（供給主体は民間）</u>	<u>認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域における良質な住宅を供給する取り組みへの支援により、民間事業を促進するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</u>	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業（中心市街地共同住宅供給タイプ）） [実施時期] <u>平成28年度～平成31年度</u>	

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建て替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給によ	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市	

<p>内容:更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>区域面積:約0.7ha 敷地面積:約3,700㎡ 延床面積:約47,800㎡ 主要用途:商業施設、住宅、駐車場 公共施設:道路(駅前歩行者空間等)、駅前ペDESTリアンデッキの整備</p> <p>実施時期:平成25年度～令和2年度</p>		<p>る交流機能の充実などを図るものである。</p> <p>堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>業等)</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～ 令和 2 年度</p>	
---	--	---	---	--

(2)②(略)

(3)(略)

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:住居系建築物容積率割増規定(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>事業名:中心市街地における共同住宅供給の促進</p> <p>内容:中心市街地における良質な共同住宅の供給を支援</p> <p>実施時期:平成28年度～令和元年度</p>	堺市(供給主体は民間)	認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域における良質な住宅を供給する取り組みへの支援により、民間事業を促進するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1](略)

[2] 具体的事業の内容

(1)(略)

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備によ	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事	

<p>内容:更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>区域面積:約0.7ha 敷地面積:約3,700㎡ 延床面積:約47,800㎡ 主要用途:商業施設、住宅、駐車場 公共施設:道路(駅前歩行者空間等)、駅前ペDESTリアンデッキの整備</p> <p>実施時期:平成25年度～平成31年度</p>		<p>る居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。</p> <p>堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>街地再開発事業等)</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～ 平成 31 年度</p>	
--	--	---	--	--

(2)②(略)

(3)(略)

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:住居系建築物容積率割増規定(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1)から移設				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1](略)

[2] 具体的事業の内容

(1)(略)

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備によ	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事	

<p>内容:更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>【事業の概要】 区域面積:約0.7ha 敷地面積:約3,700㎡ 延床面積:約47,800㎡ 主要用途:商業施設、住宅、駐車場 公共施設:道路(駅前歩行者空間等)、駅前ペDESTリアンデッキの整備</p> <p>実施時期:平成25年度～令和2年度</p>		<p>る交流機能の充実などを図るものである。</p> <p>堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>業等)</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度</p>			<p>内容:更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>【事業の概要】 区域面積:約0.7ha 敷地面積:約3,700㎡ 延床面積:約47,800㎡ 主要用途:商業施設、住宅、駐車場 公共施設:道路(駅前歩行者空間等)、駅前ペDESTリアンデッキの整備</p> <p>実施時期:平成25年度～平成31年度</p>		<p>る交流機能の充実などを図るものである。</p> <p>堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>業等)</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～平成 31 年度</p>	
<p>事業名:博愛ビル活用事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容:住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備</p> <p>実施時期:平成27年度～令和2年度</p>	<p>民間事業者</p>	<p>中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、公益施設(地域の住民が利用できる共用会議集会スペースやイベント会場等として活用される多目的スペース)・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和元年度</p>			<p>事業名:博愛ビル活用事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容:住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備</p> <p>実施時期:平成27年度～平成31年度</p>	<p>民間事業者</p>	<p>中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、公益施設(地域交流施設等)・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～平成 31 年度</p>	
<p>削除</p>						<p>事業名:ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト</p> <p>内容:堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業</p> <p>実施時期:平成 28 年度～平成 31 年度</p>	<p>堺東駅前商店街協同組合、 堺東商店街商業協同組合、 堺銀座南商店街、 民間事業者</p>	<p>テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備(アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修)などのハード事業を実施する。</p> <p>また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取組みなどのソフト事業を実施する。</p> <p>これら地域ニーズに対応した堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的事業</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度</p>	
<p>削除</p>						<p>事業名:空き店舗の一時利用事業</p>	<p>商店街、民間事業者</p>	<p>中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、</p>	<p>[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創</p>	

		ド・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	平成 30 年度 [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] 令和元年度					ド・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	平成 30 年度 [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] 平成 31 年度	
<u>(4)に移設</u>						<u>事業名:空き店舗の一時利用事業【再掲】</u> <u>内容:中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業</u> <u>実施時期:平成30年度～平成31年度</u>	<u>商店街、民間事業者</u>	<u>中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。</u> <u>空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</u>	<u>[支援措置]</u> <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>平成 31 年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:市民交流広場の活用促進 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:商店のノウハウ商品化事業 内容:商店が持つ商品のノウハウを高付加価値商品に仕上げて販売 実施時期:平成30年度～	商店街、民間事業者	中心市街地内の商店等が連携し、各商店が持つ商品やノウハウを高付加価値商品に仕立て上げ、販売していく。 市民や観光事業者等に対し、商店の新しい商品や魅力を販売することで、商店の活路開拓や経営革新を促し、商店と中心市街地の魅力向上につなげる。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業） [実施時期] 平成 30 年度～	地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:市民交流広場の活用促進 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:商店のノウハウ商品化事業 内容:商店が持つ商品のノウハウを高付加価値商品に仕上げて販売 実施時期:平成30年度～平成31年度	商店街、民間事業者	中心市街地内の商店等が連携し、各商店が持つ商品やノウハウを高付加価値商品に仕立て上げ、販売していく。 市民や観光事業者等に対し、商店の新しい商品や魅力を販売することで、商店の活路開拓や経営革新を促し、商店と中心市街地の魅力向上につなげる。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業） [実施時期] 平成 30 年度～	地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化

		「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	令和元年度	事業) (市補助金)
--	--	--------------------------------	-------	---------------

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: エリアマネジメント推進事業 内容: タウンマネージャーの配置、調査事業、ソフト・ハード事業の企画・実施 実施時期: 平成 23 年度～平成 27 年度	堺市	商業活性化の専門家をタウンマネージャーとして配置し、事業者の主体的な取り組みや連携を促進し、まちづくりへの機運醸成、商店街全体の活性化を図ることによって、買物利便や買い物環境に配慮した魅力的な特色ある商業地を形成する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地エリアマネジメント推進事業補助(市補助金) [実施時期] 平成 23 年度～平成 27 年度	
事業名: 商業共同施設設置事業補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 商業共同施設機能向上支援事業補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 地域コミュニティ形成促進事業補助(空き店舗等活用促進事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 地域コミュニティ形成促進事業補助(地域コミュニティ活性化事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東まちなか「逸品」パル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 大小路イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東夏まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 都心地域業務系機能集積促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	平成 31 年度	事業) (市補助金)
--	--	--------------------------------	----------	---------------

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: エリアマネジメント推進事業 内容: タウンマネージャーの配置、調査事業、ソフト・ハード事業の企画・実施 実施時期: 平成 23 年度～	堺市	商業活性化の専門家をタウンマネージャーとして配置し、事業者の主体的な取り組みや連携を促進し、まちづくりへの機運醸成、商店街全体の活性化を図ることによって、買物利便や買い物環境に配慮した魅力的な特色ある商業地を形成する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地エリアマネジメント推進事業補助(市補助金) [実施時期] 平成 23 年度～平成 27 年度	
事業名: 商業共同施設設置事業補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 商業共同施設機能向上支援事業補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 地域コミュニティ形成促進事業補助(空き店舗等活用促進事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 地域コミュニティ形成促進事業補助(地域コミュニティ活性化事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東まちなか「逸品」パル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 大小路イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 堺東夏まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名: 都心地域業務系機能集積促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名：堺東オトナのまちあるき (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺東オトナのまちあるき (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺少女歌劇団プロジェクト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺少女歌劇団プロジェクト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：晶子のふるさと山之口ブランド創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：晶子のふるさと山之口ブランド創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺山之口アートフェア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺山之口アートフェア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：南蛮ガラクタ市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：南蛮ガラクタ市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺駅前B級グルメフェスタ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺駅前B級グルメフェスタ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺旧港観光市場 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺旧港観光市場 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：鯉・来いまつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：鯉・来いまつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)①に移設					事業名：市民交流広場を活用した賑わい創出 内容：市民交流広場においてイベント等を実施し商店街を含めた地域の活性化を図る 実施時期：平成26年度～	堺市 民間	整備中の市民交流広場において、フリーマーケット・マルシェや、トップレベルスポーツチーム（堺ブレイザーズ、セレッソ大阪等）と連携したイベント、大学（関西大学、プール学院等）や地域の小中学校と連携したイベントなどを実施することにより賑わいを創出する、 これにより、商店街を含めた地域の活性化を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：地域交流施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：地域交流施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：堺市都心地域まちづくり活動支援補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：堺市都心地域まちづくり活動支援補助 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：SAKAI 散走による魅力発信事業	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：SAKAI 散走による魅力発信事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)				
<u>事業名: 空き店舗の一時利用事業</u>	<u>商店街、民間事業者</u>	<u>中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。</u>	<u>削除</u>	
<u>内容: 中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業</u>		<u>空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</u>		
<u>実施時期: 平成30年度～令和元年度</u>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
(略)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (略)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 堺市中心市街地活性化協議会の設立

本市では、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項について協議するため、中心市街地活性化法第15条にもとづき、堺商工会議所と財団法人堺市都市整備公社が共同設立者となり、平成19年11月30日に「堺市中心市街地活性化協議会」(以下、「協議会」という)が設立された。

平成25年3月31日の堺市都市整備公社の解散に伴い、堺市住宅供給公社が中心市街地整備推進機構の指定を新たに受け、中心市街地活性化の事業を引き継いだ。

令和2年3月31日での堺市住宅供給公社の解散が決定したことから、令和元年4月1日に堺まちづくり株式会社が中心市街地活性化の事業を引き継いだ。

協議会は、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行う堺まちづくり株式会社、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である堺商工会議所のほか、地元の事業者、自治会、消費者、交通事業者等16名で構成されている。

また、協議会の下部組織として、幹事会を設置し、本市との意見交換を適宜行いながら、協議会への報告を行っている。

なお、規約に定める協議会の活動内容は以下のとおりである。

<協議会の活動内容(堺市中心市街地活性化協議会規約第4条より抜粋)>

- ・ 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ・ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ・ 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

(略)				
<u>(2) ②から移設</u>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
(略)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (略)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 堺市中心市街地活性化協議会の設立

本市では、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項について協議するため、中心市街地活性化法第15条にもとづき、堺商工会議所と財団法人堺市都市整備公社が共同設立者となり、平成19年11月30日に「堺市中心市街地活性化協議会」(以下、「協議会」という)が設立された。

平成25年3月31日の堺市都市整備公社の解散に伴い、堺市住宅供給公社が中心市街地整備推進機構の指定を新たに受け、中心市街地活性化の事業を引き継いでいる。

協議会は、中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である堺商工会議所のほか、地元の事業者、自治会、消費者、交通事業者等16名で構成されている。また、協議会の下部組織として、幹事会を設置し、本市との意見交換を適宜行いながら、協議会への報告を行っている。

なお、規約に定める協議会の活動内容は以下のとおりである。

<協議会の活動内容(堺市中心市街地活性化協議会規約第4条より抜粋)>

- ・ 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ・ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ・ 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

- ・ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ・ 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- ・ 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- ・ その他中心市街地の活性化に関すること

(2) 規定への適合

1) 法第 15 条第 3 項(協議会組織化の公表)

協議会の設立等については、協議会の事務局を務める堺まちづくり株式会社のホームページ（下記の URL 参照）において、設立趣意書、構成メンバー、協議会規約とともに公表している。

また、共同設立者である堺商工会議所のホームページからもリンクしている。

<https://sakai-machi.com/kyougikai/>

2) 法第 15 条第 4 項(協議会構成員加入の申し出)、法第 15 条第 5 項(申し出の受諾)

これまでのところ、協議会への新たな加入申し出として平成 30 年度に堺まちづくり株式会社からの申し出があり、それを受託した。

(3) 堺市中心市街地活性化協議会構成員名簿 (令和 2 年 2 月 1 日現在)

1) 協議会委員

氏名	所属・役職等	備考
隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 理事長	共同設置者 (会長)
野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
和田 真治	南海電気鉄道株式会社 営業推進室 なんば・まち創造部長	交通事業者
松平 康一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
上田 典生	阪堺電気軌道株式会社 常務取締役 総務部長	交通事業者
出原 マドカ	堺ホテル協会 東横 INN 堺東駅 支配人	観光事業者

- ・ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ・ 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- ・ 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- ・ その他中心市街地の活性化に関すること

(2) 規定への適合

1) 法第 15 条第 3 項(協議会組織化の公表)

協議会の設立等については、協議会の事務局を務める堺市住宅供給公社のホームページ（下記の URL 参照）において、設立趣意書、構成メンバー、協議会規約とともに公表している。

また、共同設立者である堺商工会議所のホームページからもリンクしている。

<http://www.sakai-j.jp/sumai/kyougikai/kyougikai.html>

2) 法第 15 条第 4 項(協議会構成員加入の申し出)、法第 15 条第 5 項(申し出の受諾)

これまでのところ、協議会への新たな加入申し出はなく、参加の拒否もない。

(3) 堺市中心市街地活性化協議会構成員名簿 (平成 31 年 2 月 1 日現在)

1) 協議会委員

氏名	所属・役職等	備考
島田 憲明	中心市街地整備推進機構 (堺市住宅供給公社) 理事長	共同設置者 (会長)
野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
和田 真治	南海電気鉄道株式会社 営業推進室 なんば・まち創造部長	交通事業者
松平 康一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
上田 典生	阪堺電気軌道株式会社 常務取締役 総務部長	交通事業者
出原 マドカ	堺ホテル協会 東横 INN 堺東駅 支配人	観光事業者

松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネジャー	地域経済
<u>高橋 聖</u>	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
<u>北田 靖浩</u>	<u>中心市街地整備推進機構 (堺市住宅供給公社) 理事長</u>	<u>まちづくり組織</u>
福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
<u>(削除)</u>		
宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
花野 健治	堺市産業振興局 局長	堺市
窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市
中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市

松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネジャー	地域経済
<u>山村 功</u>	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
<u>(新規追加)</u>		
福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
<u>隈本 英輔</u>	<u>堺まちづくり株式会社 代表取締役</u>	<u>まちづくり組織</u>
宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
花野 健治	堺市産業振興局 局長	堺市
窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市
中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市

2) 監事

氏名	所属・役職等	備考
<u>松下 繁雄</u>	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
<u>市川 行則</u>	堺市建築都市局 <u>都市再生部 都心まちづくり課</u> 課長	堺市

2) 監事

氏名	所属・役職等	備考
<u>杉本 浩一</u>	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
<u>高下 伸太郎</u>	堺市建築都市局 <u>住宅部 住宅まちづくり課</u> 課長	堺市

3) オブザーバー

氏名	所属・役職等	備考
<u>大原 克則</u>	大阪府堺警察署 署長	関係機関
三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室	関係機関
<u>松沢 亨</u>	<u>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長</u>	関係機関
<u>八木橋 功</u>	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 <u>事業企画課担当課長</u>	関係機関

3) オブザーバー

氏名	所属・役職等	備考
<u>大橋 正和</u>	大阪府堺警察署 署長	関係機関
三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室	関係機関
<u>根来 義将</u>	<u>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部 経営支援部地域振興課 課長</u>	関係機関
<u>小池 裕子</u>	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 <u>市街地整備課長</u>	関係機関

(4) 協議会・幹事会等の開催状況（平成 24 年度以降）

1) 堺市中心市街地活性化協議会

開催日		決定議案
(略)	(略)	(略)
第 21 回協議会	平成 31 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程の一部改正について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について (報告事項) 堺市中心市街地での事業について
第 22 回協議会	令和元年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 平成 30 年度事業報告 平成 30 年度決算報告書 令和元年度事業計画 (案) 令和元年度予算 (案) 堺市との間の協定について
第 23 回協議会	令和 2 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化基本計画の期間延長について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について まちづくり部会の取り組み報告について 中心市街地での事業について

2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会

開催日		決定議案
(略)	(略)	(略)
第 19 回幹事会	平成 31 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規定の一部改正について 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について (その他) 「博愛ビル活用事業」について
第 20 回幹事会	令和元年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 平成 30 年度事業報告 平成 30 年度決算報告書 令和元年度事業計画 (案) 令和元年度予算 (案) 堺市との間の協定について
第 21 回幹事会	令和 2 年 1 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化基本計画の期間延長について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について 堺市中心市街地活性化協議化幹事会幹事の交代について 堺市中心市街地活性化協議化幹事会副幹事長の交代について まちづくり部会の取り組み報告について 中心市街地での事業について

(4) 協議会・幹事会等の開催状況（平成 24 年度以降）

1) 堺市中心市街地活性化協議会

開催日		決定議案
(略)	(略)	(略)
第 21 回協議会	平成 31 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程の一部改正について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について (報告事項) 堺市中心市街地での事業について
(新規追加)		
(新規追加)		

2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会

開催日		決定議案
(略)	(略)	(略)
第 19 回幹事会	平成 31 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規定の一部改正について 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について (その他) 「博愛ビル活用事業」について
(新規追加)		
(新規追加)		

3) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
第 32 回会議	平成 30 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺東商店街自転車対策検討 PT の取り組みについて 堺東商店街自転車対策の今後の取り組みスケジュール 堺東イルミネーション 2017PT 報告 合同ワーキンググループ会議の在り方について
<u>第 33 回会議</u>	<u>平成 31 年 2 月 5 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>堺東商店街自転車対策検討 PT の取り組みについて</u> <u>堺東商店街自転車対策の今後の取り組みスケジュール</u> <u>堺東イルミネーション 2018PT 報告</u>

4) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

堺東商店街自転車対策検討 P T 会議 (平成 26 年度以降)

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
第 71 回会議	平成 31 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> 大小路筋自転車駐車場の利用状況 堺東商店街自転車マナーアップデーについて アンケートの収集状況について 大小路筋自転車駐車場の利用状況 堺東商店街自転車マナーアップデーについて
<u>第 72 回会議</u>	<u>2 月 14 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u> <u>堺東商店街放置自転車調査について</u> <u>大小路筋駐輪機の不正利用対策について</u>
<u>第 73 回会議</u>	<u>3 月 14 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u> <u>堺東商店街アンケート結果について</u> <u>大小路筋駐輪機の不正利用対策について</u>
<u>第 74 回会議</u>	<u>4 月 15 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u> <u>自転車マナーアップ協力店について</u> <u>大小路筋駐輪機の不正利用対策について</u> <u>商店街内の啓発員の増員について</u>
<u>第 75 回会議</u>	<u>令和元年 5 月 15 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u> <u>自転車マナーアップ協力店募集の報告について</u>
<u>第 76 回会議</u>	<u>6 月 19 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u>
<u>第 77 回会議</u>	<u>7 月 17 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u> <u>大小路筋自転車駐輪場の不正駐輪について</u>
<u>第 78 回会議</u> <u>(書面開催)</u>	<u>8 月 21 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u> <u>堺東商店街自転車マナーアップデーについて</u>
<u>第 79 回会議</u>	<u>9 月 18 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>大小路筋自転車駐車場の利用状況</u>

3) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
第 32 回会議	平成 30 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 堺東商店街自転車対策検討 PT の取り組みについて 堺東商店街自転車対策の今後の取り組みスケジュール 堺東イルミネーション 2017PT 報告 合同ワーキンググループ会議の在り方について
<u>(新規追加)</u>		

4) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

堺東商店街自転車対策検討 P T 会議 (平成 26 年度以降)

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
第 71 回会議	平成 31 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> 大小路筋自転車駐車場の利用状況 堺東商店街自転車マナーアップデーについて アンケートの収集状況について 大小路筋自転車駐車場の利用状況 堺東商店街自転車マナーアップデーについて
<u>(新規追加)</u>		

		<ul style="list-style-type: none"> ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・商店街内路面標示のデザインについて ・堺東商店街放置自転車調査について
第80回会議	10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店へのポスターの配布について
第81回会議	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街放置自転車調査について ・マナーアップ協力店へのポスターの配布について
第82回会議 (書面開催)	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第83回会議	令和2年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・大小路筋自転車駐輪場の不正駐輪について ・堺東商店街利用者への駐輪場PRの強化について
第84回会議	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街放置自転車調査について

イルミネーション事業PT会議（平成24年度以降）

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
平成30年度 第1回会議	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の振り返り ・今年度の検討 ・実施内容の検討
第2回会議	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・NAKEDと各エリア代表意見交換会の結果について ・実施内容案の検討 ・大阪・光の饗宴2018エリアプログラム参加申し出の報告
第3回会議	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・堺桜彩イルミネーション2018の概要について
第4回会議	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの設置範囲について ・点灯式の日程について ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・ポスター等のデザインについて ・スタンプラリーについて
第5回会議	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・事業協賛金について
第6回会議	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について

		(新規追加)

イルミネーション事業PT会議（平成24年度以降）

開催日		討議事項
(略)	(略)	(略)
平成30年度 第1回会議	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の振り返り ・今年度の検討 ・実施内容の検討
第2回会議	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・NAKEDと各エリア代表意見交換会の結果について ・実施内容案の検討 ・大阪・光の饗宴2018エリアプログラム参加申し出の報告
第3回会議	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・堺桜彩イルミネーション2018の概要について
第4回会議	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの設置範囲について ・点灯式の日程について ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・ポスター等のデザインについて ・スタンプラリーについて
第5回会議	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・事業協賛金について
第6回会議	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について

		<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・ポスター・チラシデザインについて ・事業協賛金について 			<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・ポスター・チラシデザインについて ・事業協賛金について 	
第7回会議	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・ポスター・チラシデザインについて ・事業協賛金について 		第7回会議	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・LEDの設置範囲について ・堺彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・ポスター・チラシデザインについて ・事業協賛金について
第8回会議	平成31年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・堺桜彩イルミネーション2018の実施報告 ・決算見込みについて ・堺桜彩イルミネーション2018の振り返り 		(新規追加)		
令和元年度 第1回会議	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会議の進め方について ・堺桜彩イルミネーション2018の振り返り ・堺桜彩イルミネーション2019開催にあたっての検討事項 		(新規追加)		
第2回会議	令和元年 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・バナーフラッグについて ・取り組み内容案の検討 ・大阪光の饗宴2019エリアプログラム参加申出について 		(新規追加)		
第3回会議	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の承認について ・取り組み内容について ・スケジュール及びサブプログラムについて 		(新規追加)		
第4回会議	7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度のテーマ案の検討 ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・イルミネーションの内容について 		(新規追加)		
第5回会議	8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度のテーマの確定 ・イルミネーション工事設計と工事見積について ・ホームページについて ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・大阪光の饗宴2019への参加申し込みについて 		(新規追加)		
第6回会議	9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの設置範囲について ・イルミネーション点灯式について ・スタンプラリーについて ・大阪光の饗宴との連携について 		(新規追加)		
第7回会議	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・事業協賛金のお願いについて 		(新規追加)		
第8回会議	11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・事業協賛金のお願いについて 		(新規追加)		
第9回会議	2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション2019の実施報告 ・決算見込みについて 		(新規追加)		

(5)堺市中心市街地活性化協議会からの意見書

(略)

画像

(6) (略)

[3] (略)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] (略)

[2] (略)

[3] (略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

「4. 市街地の整備改善のための事業」から「8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業」において示した以下の事業を実施することにより、中心市街地への都市機能の集積を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

5. 都市福利施設を整備する事業

(略)

6. 住宅の供給及び居住環境の向上のための事業

(略)

7. 商業の活性化のための事業及び措置

・ 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】

・ 博愛ビル活用事業【再掲】

・ 市民交流広場を活用した賑わい創出

・ 大浜北町市有地活用事業【再掲】

・ ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト

・ 市民交流広場の活用促進

・ 商店のノウハウ商品化事業

・ エリアマネジメント推進事業

・ 商業共同施設設置事業補助

・ 商業共同施設機能向上支援事業補助

・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業）

・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）

・ 堺東まちなか「逸品」バル

・ 堺東イルミネーション事業

・ 大小路イルミネーション事業

・ 堺東夏まつり

・ 都心地域業務系機能集積促進事業

(5)堺市中心市街地活性化協議会からの意見書

(略)

画像

(6) (略)

[3] (略)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] (略)

[2] (略)

[3] (略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

「4. 市街地の整備改善のための事業」から「8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業」において示した以下の事業を実施することにより、中心市街地への都市機能の集積を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

5. 都市福利施設を整備する事業

(略)

6. 住宅の供給及び居住環境の向上のための事業

(略)

7. 商業の活性化のための事業及び措置

・ 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】

・ 博愛ビル活用事業【再掲】

・ 大浜北町市有地活用事業【再掲】

・ ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト

・ 空き店舗の一時利用事業

・ 市民交流広場の活用促進

・ 商店のノウハウ商品化事業

・ エリアマネジメント推進事業

・ 商業共同施設設置事業補助

・ 商業共同施設機能向上支援事業補助

・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業）

・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）

・ 堺東まちなか「逸品」バル

・ 堺東イルミネーション事業

・ 大小路イルミネーション事業

・ 堺東夏まつり

- ・ 堺東オトナのまちあるき
- ・ 堺少女歌劇団プロジェクト
- ・ 晶子のふるさと山之ロブランド創出事業
- ・ 堺山之ロアートフェア
- ・ 南蛮ガラクタ市
- ・ 堺駅前B級グルメフェスタ
- ・ 堺旧港観光市場
- ・ 鯉・来いまつり

- ・ 地域交流施設整備事業
- ・ 堺市都心地域まちづくり活動支援補助
- ・ 伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業
- ・ SAKAI 散走による魅力発信事業
- ・ 空き店舗の一時利用事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
(略)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(略)

(1) (略)

(2) 市民交流広場の活用促進

市役所前^①の市民交流広場においては、フリーマーケット・マルシェや、トップレベルスポーツチーム（堺プレイヤーズ、セレッソ大阪等）と連携したイベント、大学（関西大学、プール学院大学等）や地域の小中学校と連携したイベントなどを実施することにより、商店街を含めた地域の活性化を図る。

これに加えて、イベント時以外にも賑わいを創出するため、現在の広場の運用をより市民が活用しやすいものに変えていくため、試験的な取り組みなどを行いながら、市民が自由に活用できる仕組みづくりを進める。

[2] 都市計画との調和等

(1) 堺市総合計画（堺 21 世紀・未来デザイン）＜平成 13 年 2 月＞、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」＜平成 23 年 3 月＞との整合性

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想の下でまちづくりの基本的な方向性と取組を示す、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」（目標年次：令和 2 年度）においては、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を核として位置付け、基本政策と主な取組内容として、都心地域のまちづくりの推進、市民会館建替え事業等を掲げており、本基本計画との整合は図られている。

(略)

(2)～(3) (略)

[3] その他の事項

(1) (略)

(2) 百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録

- ・ 都心地域業務系機能集積促進事業
- ・ 堺東オトナのまちあるき
- ・ 堺少女歌劇団プロジェクト
- ・ 晶子のふるさと山之ロブランド創出事業
- ・ 堺山之ロアートフェア
- ・ 南蛮ガラクタ市
- ・ 堺駅前B級グルメフェスタ
- ・ 堺旧港観光市場
- ・ 鯉・来いまつり

- ・ 市民交流広場を活用した賑わい創出
- ・ 地域交流施設整備事業
- ・ 堺市都心地域まちづくり活動支援補助
- ・ 伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業
- ・ SAKAI 散走による魅力発信事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
(略)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(略)

(1) (略)

(2) 市民交流広場の活用促進

市役所前^①に整備中の市民交流広場においては、フリーマーケット・マルシェや、トップレベルスポーツチーム（堺プレイヤーズ、セレッソ大阪等）と連携したイベント、大学（関西大学、プール学院大学等）や地域の小中学校と連携したイベントなどを実施することにより、商店街を含めた地域の活性化を図る。

これに加えて、イベント時以外にも賑わいを創出するため、現在の広場の運用をより市民が活用しやすいものに変えていくため、試験的な取り組みなどを行いながら、市民が自由に活用できる仕組みづくりを進める。

[2] 都市計画との調和等

(1) 堺市総合計画（堺 21 世紀・未来デザイン）＜平成 13 年 2 月＞、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」＜平成 23 年 3 月＞との整合性

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想の下でまちづくりの基本的な方向性と取組を示す、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」（目標年次：平成 32 年度）においては、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を核として位置付け、基本政策と主な取組内容として、都心地域のまちづくりの推進、市民会館建替え事業等を掲げており、本基本計画との整合は図られている。

(略)

(2)～(3) (略)

[3] その他の事項

(1) (略)

(2) 百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録推進

中心市街地の南東には、百舌鳥古墳群がある。古墳時代に 100 基を超える古墳が築造されたと考えられているが、1600 年を経て半数以上の古墳が失われ、現在は巨大な前方後円墳とそれを取りまく様々な形の中小の古墳 44 基が残っている。

百舌鳥古墳群の中で最も大きな古墳である仁徳天皇陵古墳は 5 世紀に築造され、墳丘長 486 メートル、周囲の濠を含む全長 840 メートルの前方後円墳で、世界最大級の規模を誇る。その周りには陪塚とされる小型の古墳が 10 基以上もある。このほか、墳丘長が 365 メートルあり日本で 3 番目の大きさを誇る履中天皇陵古墳、市民による保存運動で国指定史跡となったいたすけ古墳、前方部が大きく広がった精美な形状のニサンザイ古墳、ニサンザイ古墳の 2 分の 1 の相似形で造られた反正天皇陵古墳など、特徴的な古墳が数多く残っている。

本市では、百舌鳥古墳群を日本が世界に誇るべき貴重な文化遺産として後世まで末永く守り伝えるため、羽曳野市、藤井寺市に広がる古市古墳群とともに、百舌鳥・古市古墳群として世界文化遺産登録をめざした取り組みを進めている。

平成 19 年 9 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市と共同で文化庁に提案書を提出し、平成 22 年 11 月にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。翌年の平成 23 年 5 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市の 4 自治体で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を立ち上げ、推薦書原案の作成や登録機運の醸成に向けた PR など、4 者一体となり登録に向けて取り組み、令和元年 7 月には世界文化遺産へ登録された。

今後、中心市街地活性化事業との連携による相乗効果が見込まれる。

(3)～(4) (略)

1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第 1 号基準 基本方針に適合すること	(略)	(略)
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与することであると認められること	(略)	(略)

中心市街地の南東には、百舌鳥古墳群がある。古墳時代に 100 基を超える古墳が築造されたと考えられているが、1600 年を経て半数以上の古墳が失われ、現在は巨大な前方後円墳とそれを取りまく様々な形の中小の古墳 44 基が残っている。

百舌鳥古墳群の中で最も大きな古墳である仁徳天皇陵古墳は 5 世紀に築造され、墳丘長 486 メートル、周囲の濠を含む全長 840 メートルの前方後円墳で、世界最大級の規模を誇る。その周りには陪塚とされる小型の古墳が 10 基以上もある。このほか、墳丘長が 365 メートルあり日本で 3 番目の大きさを誇る履中天皇陵古墳、市民による保存運動で国指定史跡となったいたすけ古墳、前方部が大きく広がった精美な形状のニサンザイ古墳、ニサンザイ古墳の 2 分の 1 の相似形で造られた反正天皇陵古墳など、特徴的な古墳が数多く残っている。

本市では、百舌鳥古墳群を日本が世界に誇るべき貴重な文化遺産として後世まで末永く守り伝えるため、羽曳野市、藤井寺市に広がる古市古墳群とともに、百舌鳥・古市古墳群として世界文化遺産登録をめざした取り組みを進めている。

平成 19 年 9 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市と共同で文化庁に提案書を提出し、平成 22 年 11 月にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。翌年の平成 23 年 5 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市の 4 自治体で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を立ち上げ、推薦書原案の作成や登録機運の醸成に向けた PR など、4 者一体となり登録に向けて取り組んでいる。

今後、世界文化遺産に登録されることにより、中心市街地活性化事業との連携による相乗効果が見込まれる。

(3)～(4) (略)

1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第 1 号基準 基本方針に適合すること	(略)	(略)
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与することであると認められること	(略)	(略)

第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載した概ねの事業において事業主体は特定されている。事業主が特定されていない事業についても特定の見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に記載したすべての事業について、計画期間である <u>令和3年</u> 7月までに完了又は着手できる見込みがある。

第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載した概ねの事業において事業主体は特定されている。事業主が特定されていない事業についても特定の見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に記載したすべての事業について、計画期間である <u>平成32年</u> 7月までに完了又は着手できる見込みがある。